

せり売り公告

町有財産等の払下げについて、せり売りを執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の14において準用する同令167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月14日

吉賀町長 岩本 一巳

記

1. 入札物件の内容

(1) 物件名称 遊具本体（原則基礎部分は含まない）

番号	名称	数量	場所	製造年等	その他
1	シャングルジム	1基	下須自治会館	不明	
2	シーソー	1基	下須自治会館	不明	
3	複合遊具	1基	下須自治会館	不明	
4	鉄棒	1基	下須自治会館	不明	
5	回転遊具	1基	福川自治会館	不明	

(2) 場所 下須自治会館：吉賀町下須 939 番地 2

福川自治会館：福川 460 番地 7

(3) 最低落札価格（税抜） それぞれ 1,000円

2. せり売り参加形態

法人又は個人とする。

3. せり売りに参加できるものに必要な資格要件

参加者は、吉賀町内に住所を有する個人、団体又は事業所であることとするが、次に該当するものはせり売りに参加することができない。

(1) 成年被後見人、被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。

(2) 契約の履行に関して不正の行為をした地方自治法第167条の4第2項に規定する者。

(3) 町税の滞納者。（町税納付確認のための同意書により確認する）

4. 売払いの条件

(1) 落札者は、すみやかに吉賀町と売買契約書を締結すること。

(2) 落札者は、落札金額に消費税を加算した売買金額で契約締結後より7日以内に支払

うこと。

(3) 移設等の期限は、令和5年9月29日までとする。

5. せり売りの参加手続き等

(1) せり売り参加手続きの方法

①せり売りを希望される場合は、令和5年4月26日（水）17時までに役場企画課に、別添申込書を役場企画課窓口まで持参もしくは郵送すること。（郵送の場合は、×切日17時までに必着のこと）

②後日、申込みをされた方には、せり売り物件の公開日及び場所、せり売りの入札日等を通知する。

(2) 申込み先及びお問い合わせ先

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地
吉賀町役場 企画課 77-1437

6. その他必要な事項

(1) 第3項の1号、2号及び3号に該当する者が落札した場合は、無効とする。

(2) 落札した者が、期日までに売買代金を納入しない場合は、無効とする。

(3) 引渡し後の契約の解除等は受け付けない。

(4) 入札保証金は免除する。